

令和5年12月定例会 産業労働企業委員会の概要

日時 令和5年12月18日（月） 開会 午前10時 1分
閉会 午前11時32分

場所 第5委員会室

出席委員 高木功介委員長
逢澤圭一郎副委員長
栄寛美委員、林薫委員、吉良英敏委員、白土幸仁委員、神尾高善委員
泉津井京子委員、山根史子委員、塩野正行委員、松坂喜浩委員、中川浩委員

欠席委員 なし

説明者 [産業労働部関係]
目良聡産業労働部長、野尻一敏産業労働部地域経済・観光局長、
浪江治産業労働部産業政策局長、久保佳代子産業労働部雇用労働局長、
竹内康樹産業労働政策課長、小貝喜海雄商業・サービス産業支援課長、
神野真邦産業支援課長、坂入康昭産業創造課長、
村井秀成産業拠点整備推進幹、島田守企業立地課長、横内治金融課長、
松澤純一観光課長、高橋利維雇用労働課長、鯨井素子人材活躍支援課長、
深野成昭多様な働き方推進課長、植竹眞生産業人材育成課長

山本好志労働委員会事務局長、
伊島順子労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長

[企業局関係]
北島通次公営企業管理者、新井哲也企業局長、高橋伸保水道部長、
吉田薫総務課長、飯野由希子財務課長、大澤建孔地域整備課長、
檜山建水道企画課長、岸本貴志水道管理課長、増田伸主席工事検査員

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第122号	令和5年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
第123号	令和5年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）	原案可決
第124号	令和5年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第1号）	原案可決
第133号	指定管理者の指定について（埼玉県産業文化センター）	原案可決

第144号	埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第147号	令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）のうち産業労働部関係	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
議請第12号	女性など家族専従者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める請願	不採択

3 報告事項

なし

【付託議案に対する質疑（産業労働部関係）】

栄委員

- 1 産業文化センターについて、公益財団法人埼玉県産業文化センターを選定する理由として、ソニックシティは他団体との複合施設であり一体的に管理を行う必要があるためとあるが、同法人が管理することで具体的にどのようなメリットがあるのか。
- 2 次期指定管理期間において、同法人は具体的にどのような目標を設定しているのか。
- 3 次期指定管理期間の事業計画において、同法人は特にどのような事業に力を入れていくのか。
- 4 トラック運送事業者への支援について、貨物自動車と軽貨物自動車の支援台数はどれぐらいを見込んでいるのか。
- 5 実施に当たり、この支援事業について丁寧な周知を行い、また迅速に支援を行き渡らせることが必要だと考えるが、どのように周知を図るのか。

産業労働政策課長

- 1 ソニックシティ全体を利用したコンベンションなどを円滑に開催できることが挙げられる。例えば、ホール棟のほか、ビル棟の展示場、会議室、ホテル棟の宴会場など、ソニックシティ全体を一体的に活用する場合に、同法人が施設管理者間で調整、連携を図ることで円滑に開催することが可能となる。
- 2 施設の目標利用率を設定している。次期指定管理期間においては、コロナ禍前の平成26年度から平成30年度の第3期指定管理期間の実績を踏まえた目標を設定し、利用率の回復に取り組むこととしている。具体的には、大ホールは91.9%の実績に対して目標を92%、小ホールは91.9%の実績に対して目標を87%、国際会議室は85.5%の実績に対して目標を86%としている。
- 3 多くの県民に開かれた劇場になることを目指し、幅広い年齢層へアプローチするため、オリンピック種目にも追加されたダンスやクラシック音楽を自主事業の二つの柱として、積極的に事業展開をしていく計画であると聞いている。また、ポップス、ダンス、クラシック音楽のコラボレーション事業、日本の古典を題材にした新作舞台などを企画して新たな魅力の創出と発信に取り組み、より多くのお客様が満足するような事業を実施していく予定と聞いている。このほか、合同企業面接会や在宅ワークビジネスマッチングフェアを県と協働で実施するなど、県の産業労働施策の推進にも協力を頂く計画である。

商業・サービス産業支援課長

- 4 トラック運送事業者が、県内営業所において令和6年1月1日時点で使用している台数に基づいて支援を行う。台数については過去の伸び率などを参考に、貨物自動車は98,000台、貨物軽自動車24,000台を見込んでいる。

5 業界団体である埼玉県トラック協会などと協力して広報を実施していこうと考えているが、協会の会員以外の事業者も多くいるため、広く周知しなければいけないと考えている。そのため例えば、休憩施設であるトラックステーションや高速道路のサービスエリア、運送事業者と接触があると考えられる金融機関、行政書士、税理士、あるいは損害保険の代理店、ガソリンスタンド等に情報提供して周知をお願いしたいと考えている。また、ラジオでの広報や、運輸新聞、カーゴニュースなどトラック業界紙への資料提供なども活用して、広く周知をしていく。

栄委員

利用率の目標達成のために、コロナで減少した施設の利用を更に高めていく必要があると考えるが、同法人は次期指定期間において、どのような取組や方策を考えているのか。

産業労働政策課長

ホールと展示場のそれぞれの利用率を高めるために、専担組織である誘致推進課を置いて営業活動を行っている。具体的には、コロナ禍前に利用していた企業や団体への働き掛け、近隣の会社へのダイレクトメールの送付、プロモーション動画による情報発信などを行っている。特に小ホールについては、企業セミナーのオンライン化などの影響で利用が減少している状況を踏まえ、新たに複数日の利用が見込まれる学会などの誘致に向けて、積極的に営業活動を行っている。今後も引き続き、これらの取組を進め利用率の回復に努めていくと聞いている。

林委員

- 1 中小企業等における原材料の転換等の支援について、申請に対する採択率はどの程度か。また、採択事例には具体的にどのようなものがあったのか。
- 2 原材料価格高騰の影響を受けている中小企業のためには、速やかに支援を実施すべきと考えるが、今回の支援はいつから開始されるのか。また、実際に補助金が中小企業に振り込まれるのはいつか。
- 3 特別高圧電力を使用する中小企業等に対する支援について、今回の補正予算で減額補正となっているが、支援は行き渡ったのか。また、どのような周知を行ったのか。

産業支援課長

- 1 122件の申請があり、そのうち112件の審査が終了した。採択率は91%である。具体的な事例としては、使用量削減の取組として、金属加工会社において、医療用機器の部品製作などに使用するNC旋盤を新型に変えることによって、歩留りが向上して部材の無駄がなくなった例や、原材料転換の取組として、ベーカリーにおいて、小麦粉の代わりに小麦ふすまを原料とすることで、小麦の使用量が削減されるとともに低糖質という付加価値が付き、価格転嫁が進んだという事例がある。
- 2 1月中旬に募集要領を公表して、2月から3月まで募集を行い、4月に交付決定を

考えている。補助金は精算払いとなるので、実績報告が提出されてから2か月以内に補助金の振り込みを行いたいと考えている。

- 3 県のホームページや経済団体、市町村の広報などのほかに、電気事業者や東京電力の配電部門と小売部門に対して、特別高圧を契約している事業者へのチラシ配布や広報紙の掲載を依頼した。また、大規模商業施設については、施設の管理者や事業者の協力を得て各テナントへの周知を依頼した。よって、周知については行き渡ったものだと考えている。

泉津井委員

- 1 指定管理者の指定について、県として現在の指定管理の状況をどのように評価しているのか。
- 2 トラック運送事業者への支援について、前回の金額は、貨物自動車が30,000円、貨物軽自動車が10,000円だったが、今回減額となった理由は何か。直近の給油所小売価格がここ3年で最高値を付けているため、前回と同額で支援すべきではないのか。
- 3 中小企業等における原材料の転換等の支援について、専門家が事業者を訪問し助言を実施とあるが、専門家派遣は何件実施したのか。また、専門家を派遣したものの、補助金申請には至らなかった事例はあるのか。

産業労働政策課長

- 1 コロナの影響で施設利用率が大きく低下したが、令和5年2月のリニューアルオープン以降、同法人の営業努力もありコロナ禍前の水準まで回復しつつある。例えば大ホールについて、コロナ禍では5割程度まで利用率が下がっていたが、令和4年度は93.6%、5年度は9月末までで91.4%まで回復している。経営面では、コロナ禍や大規模改修による長期休館の影響があったが、収入確保や支出削減に向けた経営努力により収支改善が見込まれることから、経営状況は問題ないと考えている。また、大規模なコンベンションがある場合は、同法人が積極的に施設、管理者間で調整を行い、しっかり対応している。こうしたことから、指定管理者として適切な管理運営を行っているとは評価している。

商業・サービス産業支援課長

- 2 燃料価格が高い水準で推移する中でコスト増に対応するためには、まず価格転嫁を進めることが重要だと考えている。県では昨年9月に関係機関で締結した、価格転嫁の円滑化に関する協定に基づき様々な取組を実施し事業者の支援をしているが、先月発表された中小企業庁の調査で、9月時点のトラック運送事業者のコスト増に対する価格転嫁率がこの半年間で4.7ポイント上昇しており、一定程度改善が見られた。こうしたことを踏まえ、昨年度は燃料価格の上昇分に2分の1を乗じて30,000円としたところ、今回は3分の1を乗じて20,000円とした。

産業支援課長

- 3 専門家派遣は44件実施した。このうち、補助金の申請に至らなかった事例は13件である。これは、導入予定の設備等が年度内に納品される見込みが立たず補助金の申請を断念した事例や、設備投資をする前に販売商品の見直しや原材料の仕入先の検討などの助言をした結果、補助金の申請に至らなかった事例がある。

中川委員

- 1 トラック運送事業者への支援について、金額が減額となったのは残念である。新聞報道によると、トラック運送業界は一番価格転嫁ができていないとのことだった。価格転嫁どころか、できるはずもない価格で入札に応じざるを得ない事業者が後を絶たない。このような状況を今後どのように把握していくのか。
- 2 このような実体経済や県内の産業労働界の状況を、どのように県庁内の他部局に周知していくのか。
- 3 産業文化センター内の観光物産館は日曜日に営業していないなど驚くべき状況である。同法人に対し、今後どのように経営体質の転換を求めていくのか。
- 4 観光課を第二庁舎外に出し、観光課と産業文化センターを連携させることで、同法人の経営体質の改善と県民の福祉向上を図ってはどうか。

産業労働政策課長

- 1 四半期経営動向調査で特別調査などを行い、価格転嫁の動向等について調査していく。
- 2 四半期経営動向調査については県庁内の全部局に送付しており、中小企業の取組や中小企業の景況感についても情報共有を図っている。さらに、県内のシンクタンクが2か月に一度開催している産業経済動向懇談会に、産業労働部のみならず企画財政部や総務部も出席し、経済についての意識を共有している。

観光課長

- 4 観光課には来庁者向けのパンフレットが置かれているほか、所管業務として、観光施策の企画や調整機能などを担っている。観光課を外へ出してはどうかという意見については、今後に向けての意見として受け止めさせていただく。

中川委員

- 1 四半期経営動向調査によると、トラック業界の価格転嫁が進んでいないようだが、どうか。
- 2 産業経済懇談会等での情報が活かされているとは思えない。活かされていると思われる事象は何か。
- 3 観光物産館は日曜日に営業しないのか。また同法人に対して、業態転換や改善は求めないのか。
- 4 観光課にはパンフレットが置いてあるとのことだが、第二庁舎がどこにあるのか県

民は把握していない。県庁舎の建替えやDXを推進していく中で、来年度までに検討してほしい（意見）

産業労働政策課長

- 1 四半期経営動向調査を基に価格転嫁の状態を把握している。
- 2 引き続き、産業労働部だけでなく他部局とも意識共有をしながら、経営強化について情報共有を図っていく。
- 3 業態転換について、利用率を高めるため同法人の理事長を中心に取り組んでいる。県としてもできるバックアップはしていく。

中川委員

- 1 四半期ごとに行う経営動向調査をどのように生かすのか。
- 2 利用率を上げていくのは当然であるが、同センターにおける業態転換とはどのようなものか。

産業労働政策課長

- 1 四半期経営動向調査に基づいて価格転嫁の状況を把握している。今後も特別調査を行い価格転嫁の動向について過去の調査状況も見ながら、しっかり調査していく。
- 2 利用率を高めることが非常に重要である。次期指定管理期間においても、産業振興面で指定管理者と連携を図りながら取り組んでいく。

塩野委員

- 1 トラック運送事業者への支援について、申請から支給までのスケジュールはどうか。また、近県が実施している同様の支援について、金額は把握しているのか。
- 2 中小企業等における原材料の転換等の支援について、年度内に納品される見込みが立たなかったため補助金の申請を断念した事例があるとのことだが、企業が大型の設備投資を実施してより生産性の向上を目指すことは想定していないのか。また、補助額の上限を750万円とした理由は何か。

商業・サービス産業支援課長

- 1 台数等が多いため、申請事務は業務委託を検討している。一般競争入札で事業者を決定しオンライン申請や審査システムの構築に着手するので、受付開始は3月中旬頃を見込んでいる。また、他県の状況であるが、東京都と神奈川県と千葉県が貨物自動車1台当たり23,000円で貨物自動車軽自動車は8,000円、栃木県が貨物自動車1台当たり8,000円で貨物自動車軽自動車は対象外、群馬県が貨物自動車1台当たり10,000円で貨物自動車軽自動車は3,000円、茨城県は補助をしないと聞いている。

産業支援課長

2 国において、生産性投資に関する補助金を見直していると聞いている。この見直しにより大きな投資ができるようになれば、その制度を紹介していきたい。上限額については、本県の他の技術開発に対する補助金や、国のものづくり補助金の金額を参考にして、750万円とした。

松坂委員

トラック運送事業者への支援について、貨物自動車は98,000台、貨物軽自動車は24,000台と見込んでいるとのことだが、昨年度に実施した同様の支援について、執行率はどうか。また、事業者が申請しなかった理由を把握しているのか。

商業・サービス産業支援課長

昨年度実施したトラック運送事業者への支援について、交付決定額ベースだと79.7%、台数ベースでは貨物自動車は83.7%、貨物軽自動車は31.1%の執行率となっている。執行率については、昨年度は見込み台数が過大だったため、今回は見込み台数の算定方法を変更している。また、貨物軽自動車は1台のみ所有している事業者が多く周知が困難であった。ただし、住所が判明している全事業者に対して郵送でチラシを送付しており、支援を必要としている事業者は全て申請していると考えている。

【付託議案に対する質疑（企業局関係）】

林委員

- 1 鴻巣箕田地区産業団地整備事業について、土地利用ニーズの高まりを踏まえて分譲面積の増加を図るため造成計画を変更することのことだが、造成計画の変更とはどのようなことか。また、どのような方法で分譲面積を増加させるのか。
- 2 総事業費が10億7653万円と大幅な増額になっているが、総事業費の増額に見合う分の分譲価格の増加が確保されているのか。
- 3 土地利用ニーズの高まりにより分譲面積を増加することのことだが、分譲できる見込みは立っているのか。

地域整備課長

- 1 産業団地は田んぼだった場所を造成することが多いが、田んぼの貯水機能を代替する目的で調整池を造る必要がある。深く掘ることで調整池の面積が狭くなれば宅地の面積は増えるが、その分工事が難しくなり費用も掛かる。事業計画は、このようなバランスを考えて立案していくことが一般的である。鴻巣箕田地区については、事業計画の立案が平成の終わり頃であり、その当時の収支見込みに応じた工事を計画していた。その後、本県の産業用地のニーズが非常に高まり、土地価格の上昇や売行き伸びが見込まれたため、当初の造成計画を変更したものである。また、深く掘ることで調整池の面積を狭くし、分譲面積を増加させたものである。
- 2 大幅な地価の上昇が見込まれるため、当初は1億8,000万円の黒字となる見込

みだったが、17億4,000万円の黒字となる見込みである。

- 3 昨年度中に募集を開始しており、まだ契約には至っていないものの、その前段階まで来ている状況である。

泉津井委員

- 1 鴻巣箕田地区産業団地整備事業について、分譲面積の増加によりどの程度、雇用の創出や産業集積が見込めるのか。
- 2 17億4,000万円の黒字となる見込みとのことだが、今後の物価上昇や原材料価格の高騰を見込んでも、黒字が確保できるのか。

地域整備課長

- 1 企業における最終的な雇用や事業計画を把握していないためどの程度増えるのかは不明であるが、土地や建物設備に300億円を超える投資が計画されている。
- 2 物価上昇や原材料価格の高騰も今回の補正予算の中で見込んでいる。

【付託議案に対する討論】

中川委員

第147号議案「令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）」のうち産業労働部関係について、デフレに関する県内の実態状況やトラック業界の入札の実態を調べていただき旨を申し添えて賛成する。

【請願に係る意見（議請第6号）】

吉良委員

議請第12号「女性など家族専従者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める請願」について不採択とすべき立場から発言する。所得税法第56条は個人事業者が配偶者や親族に給与を支払った場合には、必要経費に算入しないことを定めるものである。一方、配偶者や親族は経営の重要な担い手であり、その役割が正当に評価されるべきことは言うまでもない。そこで、同法57条は帳簿等により給与の支払いの実態等を確認できる青色申告の場合には、特例として、家族従業員への給与を実額で経費に算入することを認めている。

しかし、白色申告では、帳簿等において資産の状況まで記録することが義務付けられておらず、給与の支払いの実態等の十分な確認が困難である。そのため、青色申告と異なり、実際の給与の支払いの有無にかかわらず定額の控除が認められている。このように現行の制度は、青色申告と白色申告の記帳の水準の違いを勘案した制度設計となっていることから、青色申告者に税制上の優遇制度を設けることには合理性があると言える。

また、国内外の動きもあるが、税制改正は国民生活や経済活動に大きな影響を与えるため、国政の場において様々な視点から幅広い議論と検討がなされるべきである。よって、所得税法第56条は廃止するよう国や政府関係機関へ意見書を上げることが求める

本請願は、不採択とするべきである。

中川委員

埼玉県市町村税務協議会が請願と同趣旨の要望書を国へ提出しているのので、参考資料として各委員に配布する。

コロナ禍の3年間において女性の自殺率が上昇した。理由は様々あると思うが、理由の中には、一生懸命働いているのになぜ制度改革されないのか、という浮かばれない声があるのが実態である。

また、この請願を提出するに当たり、請願者としても大変な御苦勞があったと思う。女性の社会進出や女性活躍については、ここにいる全ての人が賛成するテーマである。しかるべき時期にできるだけ早めに、県議会で過半数を占める与党会派である委員が、国への意見書の提出や法律改正、規則の改正等を国会議員に進言いただければ、この請願について委員会の場で議論した価値があろうかと思う。

松坂委員

議請第12号「女性など家族専従者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める請願」について不採択とすべき立場から発言する。内容については吉良委員と同等になるので、簡潔に申し上げる。

現行の青色申告では、給与金額の範囲内で必要経費として算入することが認められており、白色申告においても、定額を経費として認める代替案が定められている。このように、所得税法第56条を廃止しなくても現行制度で対応できることから、本請願は不採択とすべきである。